二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大鶴川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
佐賀県唐津市肥前町鶴牧
字平　三三四番一
三三四番二　二号及び八号
三三五番一　三号
三〇四番　十六号
三二〇番　十七号
字石丸田　三三一番二　四号
一二五番三　五号
一〇六番二　六号
一三九番一二　七号
字向田　一六五番三　九号から十一号まで
一六八番二　十二号
一六八番一　十三号
字馬渡　二九一番　十四号
二九三番　十五号

○国土交通省告示第二百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年三月五日
国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
阿弥陀寺沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県長岡市二日町
字滝の沢　一八〇四番　一号
一八〇三番　二号
一七九九番　三号
一七九二番二　四号
一七九五番　五号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
礫沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県長岡市二日町
字裏の山　二二五九番　一号から六号まで及び十号
二二六二番　七号及び八号
二二六三番　九号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
沢入
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県長岡市栃尾島田
字沢入　四五九番一　一号
四五九番　二号及び三号
四六〇番子　四号
四六〇番一　五号
四六一番二　六号及び七号
五五〇番　八号
五四八番一　九号
五九九番一　十号及び十一号
五九九番二　十二号
六〇二番一二　十三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県長岡市山葵谷
字砂押　九一七番　一号
九一一番　二号
九〇〇番一　三号から五号まで
八九六番　六号から八号まで
八九五番　九号
八九三番一　十号
八九二番　十一号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
才明寺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
新潟県十日町市中条
字桐ノ木平　丙一四五番から丙一七二番まで
丙一七三番一から丙一七三番七まで
丙一七四番から丙一八三番まで
丙一八四番一から丙一八四番三まで
丙一八五番から丙一九一番まで
丙一九二番一から丙一九二番一三まで
丙一九三番から丙一九九番まで
丙二〇一番二四から丙二〇一番三〇まで
丙一番から丙三番まで
丙五番から丙八番まで
丙一二三番から丙一三三番まで
丙一三四番から丙一四二番まで
丙一四三番一から丙一四三番四一まで
丙一四四番
丙九番から丙一八番まで
丙一九番一から一九番五まで
丙二〇番から丙二二番まで
丙二三番一から丙二三番三まで
丙二四番から丙二六番まで
丙二七番一から丙二七番三まで
丙二八番一から丙二八番三まで
丙九二番一から丙九二番四まで
丙九三番一から丙九三番五まで
丙九三番七から丙九三番十まで
丙九四番から丙九六番まで
丙九七番一から丙九七番三まで
丙九八番一から丙九八番三まで
丙九九番一から丙九九番三まで
丙一〇〇番一から丙一〇〇番三まで
丙一〇一番から丙一一七番まで
丙一一八番一から丙一一八番二まで
丙一一九番から丙一二二番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域を除く。）
字戸屋沢
字鍋割
新潟県十日町市中条
字大久保　丙三七一番地先道路敷　一号
字南沢　乙三四五九番　二号
乙三五九四番　五号
字石畑　乙三五九四番二　六号
丙三六八番　三号
丙三五九番　四号
字戸屋沢　丙六番　七号
字桐ノ木平　丙二〇一番二五　八号
丙二〇一番一八　九号
字薬師　丙二〇三番　十号
丙二九七番　十一号
丙三三七番　十二号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ぶって沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県十日町市小黒沢
一〇三七番一　一号から九号まで
新潟県十日町市伊達
甲二〇五一番一地先水路敷　十号から十八号まで
甲二〇五一番一　十一号から十八号まで
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
十三石川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県上越市中郷区岡沢
字大峯　五二五二番一　一号から九号まで

○国土交通省告示第二百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成二十五年三月五日
国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川中流部改修工事（左岸：宮城県遠田郡美里町木間塚字川前地先から同町大柳字天神原地先まで、右岸：宮城県大崎市鹿島台木間塚字下新川地先から同市鹿島台木間塚字鎌巻地内まで）及びこれに伴う県道付替工事